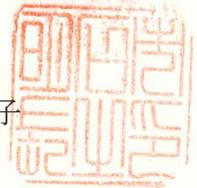


明 国 諮 第 1 号

2023年(令和5年)5月8日

明石市国民健康保険運営協議会  
会 長 片 山 貴 文 様

明石市長 丸谷 聡子



令和5年度における国民健康保険料賦課限度額の改正について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

記

1 保険料賦課限度額の改正

国民健康保険料の令和5年度の賦課限度額について、後期高齢者支援金等分を22万円に改正すること。

2 施行予定時期

公布の日